

# 働き方改革に取り組む実務上のポイント

～令和2年4月より中小企業者も罰則対象になる項目もあります！～

2019年4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行されています。

今回のセミナーでは、施行される法の内容と実務上のポイントをわかりやすく説明いたします。

この機会にぜひ働き方改革を推進し魅力ある職場や社員を育成し、人材確保にも役立てていただきたくご案内いたします。

【日 時】 令和2年3月3日（火）14時00分～16時00分

【会 場】 小田原箱根商工会議所 1階 ホール

【内 容】

- 時間外労働規則の概要と36協定締結の留意点
- 改正労働基準法のポイント
- 同一労働同一賃金への企業対応のポイント
- 働き方改革対応への好事例

講師：神奈川県働き方改革推進支援センター アドバイザー 小澤 悦子 氏

※セミナー終了後、個別相談会の時間を設けておりますので、併せてご利用下さい。

【主 催】 小田原箱根商工会議所 中小企業相談部

【共 催】 神奈川県働き方改革推進支援センター・神奈川県

【お申し込み・お問い合わせ】 小田原箱根商工会議所（担当：古川・内田・露木）

電話：0465-23-1811 / FAX：0465-22-0877

（申込 FAX：0465-22-0877）

## 「働き方改革実践セミナー」参加申込書

令和2年3月3日（火）開催

事業所名			
所在地	〒		
電話番号		F A X	
参加者氏名		参加者氏名	
参加者氏名		個別相談会	希望する ・ 希望しない

※ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供に利用するほか、受講者名簿として管理いたします。